

建設リサイクル法の仕組み

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の概要)

国の基本方針

都道府県の実施指針

対象建設工事
(一定規模以上の解体工事及び新築工事)の発注者が、都道府県に分別解体計画等を届出

元請業者から発注者への再資源化の完了の報告

請負契約の際に、解体工事費用等を書面に記載。

(注)届出違反は罰則
・計画が一定の基準に合致しないときは変更命令

都道府県知事

助言・勧告、命令

(注)命令違反は罰則

助言・勧告、命令

(注)命令違反は罰則

受注者が分別解体等を実施

(基準に従い、廃棄物を分別しつつ解体工事等を実施)

受注者が再資源化を実施(処理業者への委託も可)

建設発生木材 木質ボード、木材チップ等
(再資源化が困難な場合は焼却による縮減)
コンクリート塊 路盤材、骨材等
アスファルト塊 再生アスファルト、路盤材等

木材
コンクリート
アスファルト

その他の廃棄物

解体工事業者の登録制度

登録数
5,830社
(H15.4現在)
(注)登録違反は罰則

処分
(再生、焼却、埋立処分など)